

## 令和3年度愛媛グローバルビジネス加速化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人えひめ産業振興財団(以下「財団」という。)が行う愛媛グローバルビジネス加速化支援事業費補助金の交付については、法令、定款、業務方法書及び愛媛グローバルビジネス加速化支援事業費補助金交付要領に定めるもののほか、この補助金交付要綱によるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象者は、次の(1)から(3)に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) EGFアワードに応募し、かつ、当該ビジネスプランの事業化に向け県内において株式会社、合同会社、合名会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等(大企業及びみなし大企業は除く)を設立した法人設立後5年未満の中小企業者
- (2) 法令順守上の問題を抱えていない者であること。
- (3) 対象者及び法人の役員は、暴力団等の反社会的勢力でない者、反社会的勢力との関係を有しない者又は反社会的勢力からの資金提供を受けていない者であること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象事業は、EGFアワードに応募した、県内で培われた製造技術や農林水産物、伝統工芸品等の特産物、文化財、自然の風景などの地域資源(「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき愛媛県が指定した地域産業資源のほか、地域で収穫される農産物、地域で水揚げされる水産物、地域で生産される伝統工芸品、地域の風景、独自技術など、当該地域において生産される、又は認識されている資源を広く指す。)を活用した地域課題を解決するビジネスプランの早期事業化等に向けた取り組みとする。

(補助対象経費)

第4条 補助事業の対象経費は、同事業を適切に実施し得るために必要な経費であって、補助期間内に発生し、支払いが完了する次に掲げる経費とする。

- (1) 人件費(交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く。)
- (2) 店舗等借料
- (3) 設備費
- (4) 原材料費
- (5) 借料
- (6) 知的財産権等関連経費
- (7) 謝金
- (8) 旅費
- (9) 外注費
- (10) 委託費
- (11) マーケティング調査費
- (12) 広報費

(補助率)

第5条 補助事業の補助率は、補助対象経費の3分の2以内とする。

(補助限度額)

第6条 補助事業に係る補助限度額は、200万円とする。

(補助事業の実施期間)

第7条 補助事業の実施期間は、原則として交付決定年度の3月10日までとする。

(応募申込書)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、愛媛グローバルビジネス加速化支援事業費補助金応募申込書（様式第1号）を国の補助金電子申請システム「j Grants」又は書面にて理事長に提出しなければならない。

(審査)

第9条 理事長は、前条による応募申込書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助対象者を決定する。

(補助金の交付申請)

第10条 前条の決定を受けた補助申請者は、愛媛グローバルビジネス加速化支援事業費補助金交付申請書（様式第2号）を理事長に提出しなければならない。

2 補助申請者は、前項の補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第11条 理事長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して当該年度の補助金の交付決定を行い、当該補助申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、理事長の定める期日までに申請を取り下げることができるものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ愛媛グローバルビジネス加速化支援事業費補助金に係る補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書（様式第 3 号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、配分された経費の 20% の範囲内の軽微な変更については、この限りでない。

2 理事長は、前項の変更承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、変更の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

この場合において、理事長は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することがある。

(補助事業者の変更承認申請)

第 14 条 補助事業者の内容を変更したときは、速やかに愛媛グローバルビジネス創出支援事業費補助金に係る補助事業者の変更承認申請書（様式第 4 号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、速やかに愛媛グローバルビジネス加速化支援事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、中止又は廃止の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

この場合において、理事長は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することがある。

(補助事業の遅延等の報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに愛媛グローバルビジネス加速化支援事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書（様式第 6 号）を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行状況の報告)

第 17 条 補助事業者は、必要に応じ、理事長の定めるところに従って理事長に対して補助事業の遂行状況を報告するものとする。

(補助事業の実績報告)

第 18 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに愛媛グローバルビジネス加速化支援事業費補助金に係る補助事業実績報告書（様式第 7 号）を理事長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

ない。

(補助金の額の確定)

第 19 条 理事長は、前条に規定する報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 20 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、速やかに愛媛グローバルビジネス加速化支援事業費補助金精算払請求書(様式第 8 号)を理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 21 条 理事長は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の目的外使用の禁止)

第 22 条 補助事業者は、補助金を目的外に使用し、又は他の経費に流用してはならない。

(補助金の交付決定の取り消し)

第 23 条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) この要綱により理事長に提出した書類に偽りの記載があったとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき
- (4) 補助事業の実施について不正行為があったとき
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき
- (6) 法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき

(補助金の返還)

第 24 条 理事長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金)

第 25 条 理事長は、補助金の交付を受けた者に補助金の返還を命じたときは、その命令に係る補助金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、補助金の額につき年 10.75%の割合で計算した加算金を財団に納付させるものとする。

(延滞金)

第 26 条 理事長は、補助金の交付を受けた者に補助金の返還を命じ、補助金の返還を命じられた者

がこれを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.75%の割合で計算した延滞金を財団に納付させるものとする。

#### (財産の管理及び処分)

第 27 条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年以内に、補助事業により取得し、又は効果が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ、愛媛グローバルビジネス加速化支援事業費補助金に係る補助事業財産処分承認申請書（様式第 9 号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は増加価格が 50 万円未満のものはこの限りでない。

3 理事長は、前項の承認に係る財産を処分したことにより、補助事業者収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を財団に納付させることができるものとする。

#### (立入検査等)

第 28 条 理事長は補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助金の交付を受けた者に対して報告させ、又は財団の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

#### (補助金の経理)

第 29 条 補助事業者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠の書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

#### (報告等)

第 30 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、毎営業年度終了後 2 月以内に、補助事業に係る過去 1 年間の事業実施状況について、愛媛グローバルビジネス加速化支援事業費補助金に係る事業実施報告書（様式第 10 号）を理事長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る営業年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

#### (消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第 31 条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、愛媛グローバルビジネス加速化支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第 11 号）を速やかに理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(その他)

第 32 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 8 日から施行する。